

平成20年 給与等に関する報告の概要

平成20年10月10日

神奈川県人事委員会

<本年の報告のポイント>

1 本年の給与改定

～月例給、期末・勤勉手当ともに改定なし～

- ・ 公民給与の較差は178円(0.04%)で、おおむね均衡し、月例給の改定を見送ることが適当
- ・ 期末・勤勉手当の支給月数は、民間の支給月数とおおむね均衡し、改定の必要はなし

2 職員の勤務時間

国における法律改正等の状況や他の地方公共団体の動向を踏まえたうえで、職員の勤務時間を1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分とすることが適当

<本年の報告の基本的な考え方>

- ・ 職員の給与は、国家公務員の給与との均衡も考慮しつつ、民間従業員の給与と均衡させること(民間準拠)が基本であり、職員と民間従業員の給与の実態を調査し、両者を比較した上で改定について判断
- ・ 本年の民間給与の調査に当たっては、調査対象事業所を2割程度増加させ、民間従業員の給与を詳細に把握

<報告の内容>

1 職員の給与

(1) 本年の給与改定

ア 月例給

平成20年4月分の職員と民間従業員の給与の較差は178円(0.04%)であり、おおむね均衡がとれていることから、月例給の改定を見送ることが適切

公民の給与比較

職員の給与 (A)	民間従業員の給与 (B)	(B) - (A)
431,702円	431,880円	178円(0.04%)

イ 期末・勤勉手当等(ボーナス)

職員の期末・勤勉手当の支給月数は民間の特別給の支給月数とおおむね均衡がとれていることから、改定の必要はない(支給月数:職員4.50月、民間従業員:4.52月)

(2) その他

ア 初任給調整手当(医師の給与)

人事院勧告や県の医療施設等での医師の人事配置及び医師確保の実情を踏まえ、支給額の見直しの必要性について検討する必要がある

イ 住居手当

国や他の地方公共団体の動向に留意しつつも、本県の実情を考慮するとともに、民間における支給状況も踏まえ、手当のあり方について検討する必要がある

ウ 教員給与の見直し

教員の優遇措置の縮減やメリハリのある教員給与の実現といった国の方針も併せ考慮しつつ、本県の実情を踏まえ、引き続き教員給与の見直しに関する取組を継続していくことが適当

2 職員の勤務時間

- ・ 県内の民間企業の平均所定労働時間は、調査が実施されなかった平成17年を除く平成16年から本年までの平均で1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間54分であり、その間安定的に推移し、国と同様に職員の勤務時間より短い水準で定着しており、また、所定労働時間をある程度区切りの良い15分刻みで設定しているところが多い
- ・ 勤務時間については、県内の民間企業の所定労働時間の設定状況を勘案するとともに、国や他の地方公共団体との均衡を図る必要があることから、国における法律改正等の状況や他団体の動向を踏まえたうえで、職員の勤務時間を1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分とすることが適当
- ・ 勤務時間を短縮するに当たっては、行政サービスの維持と行政コストの増加を招かないことが前提であり、公務能率の一層の向上に努めることが不可欠

3 公務運営

(1) 人材の確保・育成

ア 多様で有為な人材の確保

- ・ 今年度の採用試験において、職員の採用に関する情報の発信を強化するとともに、試験制度の一部改善を行ったところであるが、引き続き多様で有為な人材の確保に努めていく

イ 人事評価システムの安定的な運用

- ・ 人事評価システムの評価結果の積極的な活用を図りつつ、システムの安定的な運用に努める必要がある

(2) 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

ア 仕事と生活の調和の視点

- ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、組織全体の活性化に寄与する
- ・ 性別や年齢等を問わず、職員がその能力を十分に発揮できるような勤務環境の整備が重要

イ 総実勤務時間の短縮

- ・ 各任命権者においては、引き続き総実勤務時間の短縮に向けた取組を着実に進めていくことが必要

ウ 子育てを行う職員の支援

- ・ 育児短時間勤務等の各種制度を周知するなど、子育てを行う職員を支援するための取組を推進していく必要がある

エ 健康管理対策

- ・ メンタルヘルス対策や生活習慣病に対する保健指導などを充実させてきたが、引き続き健康管理対策を推進していくことが必要

参 考

○ 職員構成の状況等 (平成20年4月1日現在)

1 職員数

区 分	職 員 数	構 成 割 合
全 職 員	70,666 人	100.0 %
一 般 職 員	12,345	17.5
行政職員	(10,404)	(14.7)
教 育 職 員	43,148	61.1
警 察 官	15,173	21.5

注 1 職員の給与に関する条例、学校職員の給与等に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員を対象。(企業行政職給料表及び技能職給料表の適用を受ける職員並びに病院事業庁職員は対象外。)

2 構成割合は、小数点以下第2位を四捨五入。

(参考：平成19年4月1日現在の全職員数は70,728人)

2 学歴別構成割合

区 分	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全 職 員	75.1 %	8.2 %	16.5 %	0.2 %
行政職員	65.9	9.1	24.0	1.0

3 性別構成割合

区 分	男	女
全 職 員	61.1 %	38.9 %
行政職員	64.7	35.3

4 平均年齢、平均勤続年数

区 分	平均年齢	平均勤続年数
全 職 員	42.6	19.2年
行政職員	43.4	20.7

○ 行政職員の平均年間給与

	平均年間給与
行政職員	7,139千円

○ 最近の給与勧告の状況

	月例給	期末・勤勉手当	
	公民較差	年間支給月数	対前年比増減
平成15年	△ 1.05% (△ 4,830円)	4.40月	△ 0.25月
平成16年	0.03% (143円) 勧告なし	4.40月	—
平成17年	△ 0.38% (△ 1,711円)	4.45月	0.05月
平成18年	0.05% (239円) 勧告なし	4.45月	—
平成19年	0.23% (992円)	4.50月	0.05月